

令和3年4月～

妊婦健診費助成上限額の引き上げに伴う追加助成について

※追加助成の対象は、令和3年4月1日以降に受診した妊婦健診費の自費分となります。

【対象となる方】

令和2年度妊婦健康診査費（助成金上限85,000円）の助成対象者で、令和3年4月1日以降も三田市に住民登録があり、引き続き妊婦健診を受診される方。

※令和3年3月31日までに受診した妊婦健診については、申請が4月1日以降になった場合でも、変更前の助成制度（助成金上限85,000円）が適用されます。

【助成の範囲】

助成対象となる妊婦健診の検査項目は下記のとおり変更はありません。

医療機関等で実施された下記の妊婦健康診査費のうち、保険診療適用外(10割自己負担)の費用が対象となります。妊娠反応検査や、単独で実施された定期検査以外の検査は助成対象になりません。

<助成対象となる妊婦健康診査項目>

- ・定期検査（妊婦の健康状態を把握するもので、子宮底長・腹囲・血圧・浮腫・尿検査・体重測定・問診等）※この検査を含まない受診は、助成対象になりません。
- ・妊娠初期検査
- ・超音波検査 ・血液検査 ・B群溶血性連鎖球菌 ・HTLV-1抗体検査
- ・クラミジア抗原検査 ・その他医師が必要と判断する検査

【追加助成額の内訳】

上限5,000円（1,000円券を5枚相当とします）

【助成内容】

1 令和2年度中に助成券を交付している場合

令和3年4月1日以降に受診した健診費の自費分について、5,000円を上限に償還払い（後日、金融機関口座へ振込）による追加助成

一旦、健診費用をご負担いただき健診終了後に同封の「妊婦健康診査助成金申請書兼請求書」により申請してください。後日、指定の金融機関口座に振り込みます。追加助成分の助成券は発行いたしませんのでご了承ください。

※償還払いによる追加助成(1,000円券×5枚相当)についても、助成券利用の場合と同じ条件で助成回数、助成金額を決定します。

※交付している85,000円の助成券は、令和3年3月31日までの妊婦健診及び令和3年4月1日以降の妊婦健診のどちらでも償還払いができます。

2 妊婦健康診査助成金の全額を償還払いにより助成する場合

追加助成分の助成方法は、上記1と全く同じとなります。

【申請方法】・・・申請受付は、原則、三田市すくすく子育て課（三田市総合福祉保健センターまたは三田市役所）の窓口にてお願いします。来所できない場合は下記担当までご連絡ください。

なお、申請受付時に申請内容、受診状況等の確認を行います。申請内容に訂正等があれば訂正印の押印が必要となりますので、認印をご持参ください。

- 1 妊婦健診を受診した後、別添の「妊婦健康診査助成金申請書兼請求書（様式第1号）」に必要事項を記入いただき、領収書原本、母子健康手帳の受診記録のコピー等必要書類を添付して三田市すくすく子育て課へ申請してください。

＜必要なもの＞

- ① 記入済みの「妊婦健康診査助成金申請書兼請求書（様式第1号）」
(申請受付時に申請内容、受診状況等をチェックし、申請金額を確認します。
申請金額欄は記入せずにご持参ください。)
- ② 未使用の助成券（助成券の交付を受けていない場合及び令和2年度妊婦助成券発行の方で追加助成の場合は必要ありません。）
- ③ 妊婦健康診査にかかる領収書の原本（明細書もあればご持参ください。）
- ④ 母子健康手帳の表紙と妊婦健康診査受診記録のページの写し
(受診記録が無い場合は①に添付の「妊婦健康診査受診状況報告書」下段の【医療機関記載欄】の記載が必要です。)
- ⑤ 認印（記載事項の訂正時必要となります。必ずご持参ください。)
- ⑥ 振込先口座の分かるもの（通帳等）

- 2 申請書類を確認した後、交付決定通知書（該当しない場合は不交付決定通知書）を郵送します。助成金の支払いは、申請月の翌々月頃までに申請口座へ振り込みします。

【申請期限】

最終の妊婦健康診査受診日の翌日から起算して1年以内まで申請できます。（出産後、なるべくお早めに申請ください。）

※ 確定申告による医療費控除や高額療養費の申請を予定されている場合は、先に妊婦健康診査費の助成を受けていただきますようお願いいたします。先に確定申告に領収書を使用しますと、妊婦助成の申請に利用できませんので、ご留意願います。

【問い合わせ先】

三田市役所 すくすく子育て課

〒669-1514 三田市川除675番地（三田市総合福祉保健センター内）

電話：079-559-5701 FAX：079-559-5705

〒669-1595 三田市三輪2-1-1（三田市役所内）

電話：079-559-5079 FAX：079-563-3611

令和3年3月作成



妊婦健診費助成上限額の引き上げに伴う追加助成について Q&A

Q令和2年度に 85,000 円分の妊婦助成券を受け取り、令和3年4月1日以降も引き続き妊婦健診を受診します。追加助成 5,000 円は、助成券の形ではもらえないのですか？

A

申し訳ございませんが、追加助成の助成券は発行しません。一旦、健診費用をご負担いただき、健診終了後に妊婦健診費の自費分について償還払い（後日、金融機関口座へ振込）の申請をしてください。

Q令和2年度に交付された妊婦助成券(85,000 円)を全て使い切りました。令和3年4月1日以降の妊婦健診費は全て助成券を使用したもので、自費での支払いはありませんが、令和3年3月31日までの妊婦健診費の中には、自費での支払いがありました。令和3年3月31日までの妊婦健診費の自費分を追加助成 5,000 円(上限)の償還払いの対象にできますか？

A

対象外です。追加助成 5,000 円（上限）の対象になるのは、令和3年4月1日以降に受診した妊婦健診費の自費分のみです。

令和2年度に交付している助成券（85,000 円）は、令和3年3月31日までの妊婦健診及び令和3年4月1日以降の妊婦健診のどちらでも償還払いできますので、令和2年度に交付している助成券（85,000 円）が余っている場合には、令和3年3月31日までの妊婦健診費の自費分について償還払いの申請ができます。

Q今回の妊娠にかかる全ての妊婦健診を受診しましたが、全て令和2年度に交付された妊婦助成券(85,000 円)を使用して支払ったので、自費で支払った分はなく、妊婦助成券はまだ余っています。余っている妊婦助成券分及び追加助成 5,000 円について、償還払いの申請をすることはできますか？

A

全ての妊婦健診の支払いで助成券を使用され、自費での支払いが無い場合には、余っている令和2年度に交付された妊婦助成券分及び追加助成 5,000 円（上限）について、償還払いの申請はできません。

Q保険診療適用(3割負担)で行った妊婦健診費は、償還払いの対象になりますか？

A

対象外です。妊婦健診費のうち保険診療適用外（10 割自己負担）の費用のみ対象となります。助成対象となる検査項目については、別紙の「助成の範囲」をご確認ください。





Q今後市外へ転出する予定です。余った令和2年度に交付された妊婦助成券(85,000円)と追加助成 5,000円(上限)の償還払いはどのようにすればよいですか？

A

三田市に住民登録があった日までに受診した妊婦健診費のうち自費分については、償還払いの申請が可能です。

また転出された日からは、妊婦健診受診時に三田市の妊婦助成券は使用できませんので、ご注意ください。

Q自費で支払った妊婦健診費がありましたが、領収書を紛失してしまいました。償還払いの申請はできますか？

A

償還払いの申請はできません。償還払いの申請には、必ず妊婦健診にかかる領収書の原本が必要です。

Q令和2年度に妊婦助成券(85,000円)を交付されました。交付前に受診した妊婦健診費の自費分について、償還払いの申請はできますか？

A

令和2年度に交付された妊婦助成券が余っている場合は、償還払いの申請が可能です。

(追加助成 5,000円(上限)の対象になるのは、令和3年4月1日以降に受診した妊婦健診費の自費分のため、対象外です。)

ただし、母子健康手帳の妊婦健康診査受診記録ページに、受診記録が無い場合には、申請書「妊婦健康診査受診状況報告書」下段の【医療機関記載欄】の記載が必要です。

※健診内容に定期検査(子宮底長・腹囲・尿検査等)を含まないものは助成対象になりませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

三田市役所 すくすく子育て課

〒669-1514 三田市川除675番地(三田市総合福祉保健センター内)

電話:079-559-5701 FAX:079-559-5705

〒669-1595 三田市三輪2-1-1(三田市役所内)

電話:079-559-5079 FAX:079-563-3611

令和3年3月作成

